

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた府立学校の対応について
(通知)

新型コロナウイルス感染症について、今夏の全国的な感染者の急拡大以降、現在は新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然として高水準にあります。8月の府立学校の児童生徒についても、これまでにない数の陽性者報告がありました。

この間、感染力の強いデルタ株に置き換わりが進み、最近の特徴として、感染経路が不明な事例が増えるとともに、部活動における生徒間の感染事例も複数報告されています。

こうした現下の感染状況を踏まえ、引き続き感染防止対策を徹底していく必要があることから、9月30日（木）までの期間、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学及び校時の設定について

各学校の通学実態や地域の感染状況を踏まえ、通学時や校内での密を避けたり、校内での滞在時間を減らしたりするなどの工夫を行うこと。例えば、次のような対応が考えられる。

- (例)・公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校できるように、授業時間を短縮するなどして始業時間を遅らせたり、下校時間を早めたりする。
- ・登下校時の校門付近や通学路等の混雑を避けるため、学年別の時差登校等の工夫を行う。
- ・校内での密を避けるため、学年別に滞在時間帯をずらすなどの工夫を行う。
- ・校内での滞在時間を減らすため、午前又は午後のみ授業とする日を設ける。

2 学校教育活動の制限について

- (1) 授業（教科・科目、総合的な探究の時間、総合的な学習の時間及び自立活動）のみ実施することとし、それ以外の活動（文化祭・体育祭やクラブ活動などの特別活動、部活動及びPTA活動等）は行わないこと。ただし、次の活動及び指導は、感染防止対策を徹底した上で実施を可とする。

ア ロングホームルーム及びショートホームルーム

イ 卒業年次生の進路に係る説明会、補習（休業日は除く）、個別指導及び模擬試験

(休業日は除く)

ウ 追認審査に係る指導、資格・検定試験に係る指導等、この期間に行うことがやむを得ないと判断できる指導

エ 緊急を要する指導

オ 部活動のうち以下に該当する活動

(ア) 公式な全国・近畿大会及びそれらに繋がる大会・発表会等への参加

(イ) 上記大会に参加する生徒の大会初日の4週間前からの活動(校内での2時間以内の活動に限る)

カ 学校説明会(参加人数制限、参加者把握、在校生不参加、部活動体験不可)

- (2) 「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」(「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28Ver.6(2021.5.28一部修正)以下「衛生管理マニュアル」という。)」P54)は行わないこと。
- (3) 学校外の者が参加して行われる授業(発表会、公開授業、交流授業等)は実施しないこと。ただし、外部講師による授業は実施を可とする。
- (4) 校外での教育活動は実施しないこと。ただし、日常の授業で使用している近隣の施設等については校内と見なす。
- (5) 宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。

3 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機児童生徒の数などにより、学校の全部又は一部(学級単位・学年単位・学部単位)を臨時休業とする場合がある。

なお、臨時休業の範囲や条件については、令和3年8月31日付け3教総第512号によるものとする。

4 オンラインを活用した学習について

濃厚接触等による自宅待機児童生徒の増加や臨時休業を想定し、オンラインを活用した学習が実施できるようにすること。

- (例)・濃厚接触等による自宅待機生徒に対して授業の様子を配信したり、授業を録画して送付したりする。
- ・授業内容の解説動画を作成し配信する。
 - ・課題の配布・回収・解説・質疑をオンラインで行う。
 - ・同時双方向のオンライン授業を行う。

5 感染防止対策の徹底等について

(1) 感染症対策の一層の強化

ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。なお、熱中症などの健康被害の発生する恐れが高くなる時期であり、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP46で示すように適切に指導すること。

イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。

ウ 不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動

するよう指導すること。

エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。

オ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

(2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。

(3) 新型コロナワクチン接種について

ア 各自治体において12歳以上の児童生徒への接種券の配付が始まっていることから、ワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、正しい知識に基づいた上で、接種を検討するように指導すること。なお、16歳未満の児童生徒へ予防接種を行うに当たっては保護者の同意が必要であること。

イ 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう指導すること。

6 特別支援学校独自に必要な対応について

(1) スクールバス

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) 給食

食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応を行うこと。

また、教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策を徹底すること。

(3) 職場実習等

延期又は中止とすること。ただし、高等部卒業年次生の就労に関わる実習については、実施時期や方法等を検討の上、実施する場合は、受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

(4) 医療的ケア等を必要とする児童生徒

医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断すること。

(5) 寄宿舎

寄宿舎での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケット徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

(6) その他

部活動以外の教育活動における学級・学年・学部間の交流等はできる限り避けること。

7 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であること、また、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底すること。
- (2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (3) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

8 教職員の勤務等について

(1) 教職員に対する新型コロナワクチン接種について

希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

(2) 教職員の時差出勤について

緊急事態宣言下においては、事業者等に対し出勤者数の削減などテレワークの徹底等が要請されているが、府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

(3) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている外出の自粛等について、教職員に徹底するとともに、夜間に勤務する定時制・通信制の教職員を除き、勤務の原則20時以降の抑制に向けて取り組むこと。

【外出の自粛等】

(特措法第45条第1項)

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛すること。
- ・外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・不要不急の都道府県間、感染拡大地域への移動は、極力控えること。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

(特措法第24条第9項)

- ・医療機関・高齢者施設等における面会は自粛すること。
- ・発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えること。
- ・ワクチン接種の有無にかかわらず、正しいマスクの着用、手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・同居者の感染が判明し、濃厚接触が疑われる場合は、原則全員14日間自宅待機すること。
- ・公共交通期間を利用する場合、車内で会話を控えること。
- ・職場等において、体調に不安のある従業員に対する休みやすい環境づくりを推進すること。

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

(4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

所属職員に対して、休みやすい環境づくりを含め、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、週休日・休日も含め、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。また、自身が濃厚接触者とされた場合やPCR検査を受けることが分かった場合も同様であること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

(5) 会議等における感染防止について

会議等に新型コロナウイルス感染症の患者が出席していた場合、同席者が接触者に特定され、結果として、学校体制が確保できず、長期の学校休業を実施せざるを得ないなど、学校運営に大きな支障を来す場合がある。

については、令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」に添付した資料も参考にし、会議等を行う場合の感染防止を徹底すること。

9 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて」（令和3年8月31日付け3教総第512号教育長通知）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年8月26日付け3教保第830号教育長通知）
- ・「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和3年8月23日付け3教保第818号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を踏まえた府立学校の対応について」（令和3年8月19日付け学校危機管理監事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年8月11日付け3教総第473号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年6月18日付け3教総第385号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部修正について」（令和3年5月31日付け3教保第537号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部追記について」（令和3年5月18日付け3教保第463号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和3年4月28日付け3教保第398号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員のサービス及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861
	社会教育課（PTAに関すること）	075-414-5882